

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成30年に「第3期能勢町障がい者計画(計画期間:平成30年度～令和8年度)」、令和6年に「第7期能勢町障がい福祉計画(令和6年度～令和8年度)」及び「第3期能勢町障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」を策定し、障がい者の福祉施策を計画的に推進してきました。

これらの計画期間が令和8年度で満了となることから、これまでの計画の進捗や国の制度改正等の動き、社会情勢の変化を踏まえ、後継計画として令和9年度を初年度とする「第4期能勢町障がい者計画」、「第8期能勢町障がい福祉計画」及び「第4期能勢町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 障害者福祉施策に係る主な関連法令の動向

年	主な動き
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本計画(第4次)」策定 ●障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等 ●障害者文化芸術推進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が利用しやすい形式で、本の内容にアクセスできるようにすることを目指して制定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設等
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所における合理的配慮が行政機関と同様に義務化 ●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児とその家族が、適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充、医療的ケア児支援センターの指定等
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進等 ●障害者総合支援法の改正
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本計画(第5次)」の策定 ●国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の「基本指針」(告示)
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者や難病患者等の地域生活や就労の支援の強化等 ●改正児童福祉法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> ●国の第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本方針の見直し

3. 計画の位置付けと上位計画の概要

障害者基本法による「障害者計画」は障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものです。一方、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援に関わる各種福祉サービスの給付等の事項を規定したものです。

また、能勢町障がい者計画、能勢町障がい福祉計画及び能勢町障がい児福祉計画は、国や府の上位計画をはじめ、本町の上位計画や関連分野の計画を踏まえて策定するものです。

		障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容		障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める
根拠法		障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間		中長期	3年を基本とする	3年を基本とする
上位計画	国	【内閣府】 障害者基本計画	【厚生労働省】 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針	
	大阪府	大阪府障がい者計画	大阪府障がい福祉計画	大阪府障がい児福祉計画
能勢町		能勢町障がい者計画	能勢町障がい福祉計画	能勢町障がい児福祉計画

◆国や大阪府の上位計画について

(1) 障害者基本計画(第5次)の概要(計画期間:令和5年度～令和9年度)

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容

※第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）を作成するための基本指針は令和8年3月告示予定です。

【基本指針見直しのポイント】

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上
- ⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 障害者等に対する虐待の防止等
- ⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑪ 住宅セーフティネット制度との連携
- ⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

(3) 第5次 大阪府障がい者計画の概要（計画期間：令和3年度～令和8年度）

※大阪府は「障がい者計画」と「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

【基本理念】
～ 全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり ～

【基本原則】

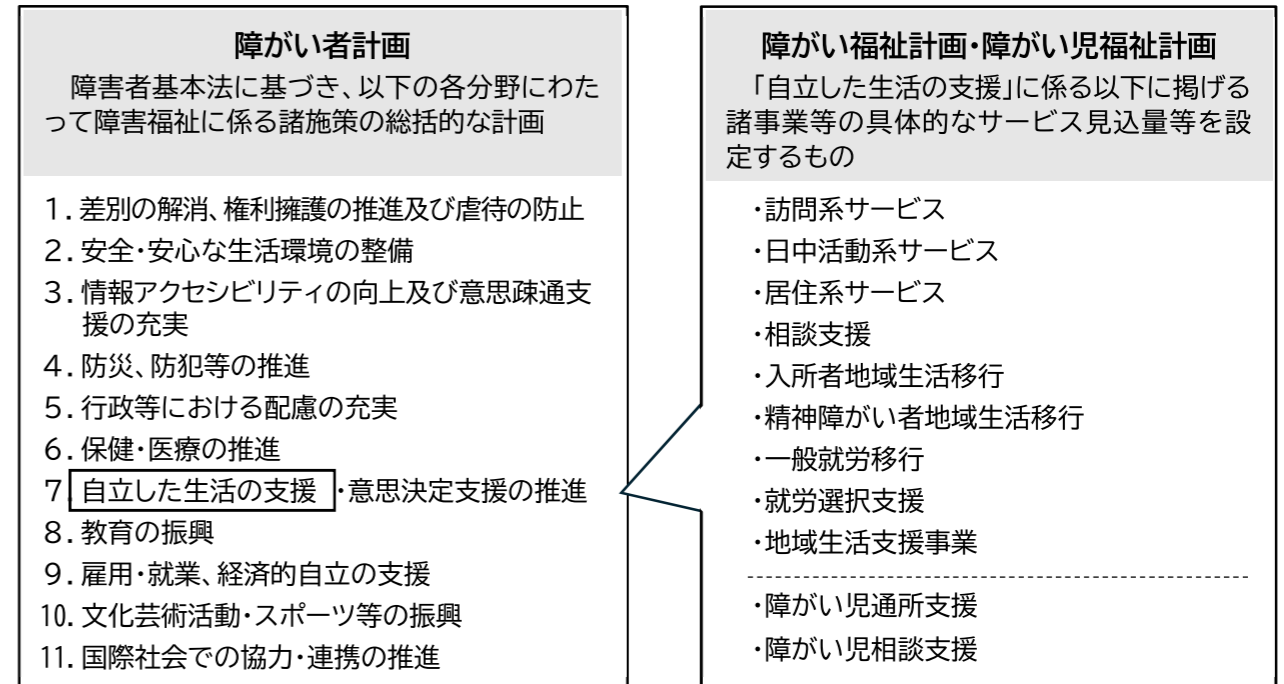
- (1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- (2) 多様な主体の協働による地域づくり
- (3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- (4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実
- (5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

【最重点施策】

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進
2. 障がい者の就労支援の強化
3. 専門性の高い分野への支援の充実

4. 計画の内容

- 障がい者計画は、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本理念や基本目標を掲げ、基本目標に対する取組を示す総合的な計画です。
- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して、3年間の障がい福祉サービス事業及び障がい児通所支援等の見込量等や具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を示す計画です。



5. 計画の期間

それぞれの計画の期間は次のとおりです。

- ◆第4期能勢町障がい者計画(9年間:令和9年度～令和17年度)
- ◆第8期能勢町障がい福祉計画(3年間:令和9年度～令和11年度、以降3年ごとに見直し)
- ◆第4期能勢町障がい児福祉計画(3年間:令和9年度～令和11年度、以降3年ごとに見直し)

計 画	内 容	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
障がい者計画	施策の基本的方向性 ・基本理念、基本目標 ・基本目標に対する取組	第4期								
障がい福祉計画	数値目標等の実施計画	第8期			(第9期)			(第10期)		
障がい児福祉計画	・成果目標（サービス提供体制） ・活動指標（サービス必要見込量）	第4期			(第5期)			(第6期)		